

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

(2007年版)

## 【はじめに】

本書は、平成19年3月期(平成18年4月～平成19年3月)における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

#### 「会社の沿革」

当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

#### 「会社の目的」

定款に記載された当社の目的を記載しています。

#### 「事業の内容」

当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

#### 「財務の概要」

平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

#### 「主要株主名」

株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

#### 「役員状況」

当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。

### 2. 営業の状況

#### 「営業方針」

当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

#### 「当社及び当業界を取巻く環境」

内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

#### 「営業の経過及び成果」

当社の平成18年度における業績について記載しています。

#### 「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

#### 「受託業務管理規則」

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a)純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(\*「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しています。)

##### (b)純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(\*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しています。)

(c)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(d)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

(e)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}(*)} \times 100$$

(\*「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。)

(f)負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}(*)}$$

(\*「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものを言います。)

(g)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

# I. 会社の概況

## ① 会社名等

商品取引員名 三菱商事フューチャーズ証券株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 福田 良一  
 所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号  
 電話番号 03-3668-0651

## ② 会社の沿革

当社は、商品先物取引の受託業務を目的として、平成3年8月三菱商事株式会社の全額出資により、商号を「エム・シー・エフ・エフ株式会社」として設立され、平成3年11月豊加商事株式会社を吸収合併の上、平成4年1月「三菱商事フューチャーズ株式会社」に社名変更し、本格的に営業活動を開始しました。平成13年1月に、外国為替証拠金取引を開始し、平成18年4月には証券業及び金融先物取引業の登録を完了し、これを機に、社名を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更しています。

年 月	概 要
平成 3年 8月	商品先物取引の受託業務を目的として、エム・シー・エフ・エフ株式会社を東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番4号に設立。資本金12億円。
平成 3年11月	豊加商事株式会社と合併。商号を豊加商事株式会社とする。 資本金を16億円に増資。
平成 4年 1月	商号を「三菱商事フューチャーズ株式会社」に変更し、同時に本社を東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号に移転。 通商産業大臣より、東京工業品取引所貴金属市場取引員の許可取得。 池袋支店を閉鎖。
平成 4年 2月	丸の内支店開設。
平成 4年 4月	宇都宮支店の住所を栃木県宇都宮市本町13番14号に移転。
平成 5年 1月	資本金を6億円に減資。 資本金を16億円に増資。
平成 5年 4月	通商産業大臣より、大阪繊維取引所綿糸市場取引員の許可取得。 大阪支店を開設。
平成 5年 5月	静岡支店を閉鎖。
平成 6年 7月	本社を東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号に移転。同時に横浜支店を閉鎖し、本社営業部に統合。
平成 7年 1月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場取引員の許可取得。
平成 7年 8月	全商品の統一許可更新(東工取・東穀取・大織取・神ゴ取)
平成 7年10月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より、商品投資販売業(協議法人)の許可取得。

年 月	概 要
平成 8 年 6月	宇都宮支店を閉鎖。
平成 8 年 8月	福岡支店を開設。
平成 9年 4月	通商産業大臣より、東京工業品取引所アルミニウム市場取引員の許可取得。
平成 11 年 2月	ホーム・トレード取引受託開始。
平成 11 年 6月	丸の内支店を閉鎖。
平成 11 年 7月	通商産業大臣より、東京工業品取引所石油市場取引員(受託会員)の許可取得。
平成 13年 1月	外国為替直物証拠金取引 取扱い開始。
平成 13年 8月	全商品の統一許可更新(東工取・東穀取・大商取)。
平成 14年 1月	外国為替直物証拠金取引 インターネット取引 取扱い開始。
平成 14年 2月	経済産業大臣より、中部商品取引所石油市場取引員(受託会員)の許可取得。
平成 14年 3月	大阪商品取引所 綿糸市場脱退。
平成 14年 4月	名古屋支店を開設。
平成 14年 11月	トライランド・インターナショナル株式会社の業務を継承。
平成 17年 3月	改正商取法に基づく商品取引受託業務の許可更新。
平成 17年 6月	経済産業大臣より、大阪商品取引所ゴム市場取引員(受託会員)の許可取得。
平成 17年 10月	経済産業大臣より、中部商品取引所鉄スクラップ市場取引員(受託会員)の許可取得。
平成 18年 4月	証券業、金融先物取引業の登録を完了。 商号を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」に変更。
平成 18年 7月	オンライン証券取引の受託を開始。

### ③ 会社の目的

- (1) 農水産物、食糧品、果汁、砂糖、繭糸、ゴム、綿糸及び毛糸等の繊維製品、貴金属、鉄製品及び鉄スクラップ、アルミ地金及び銅地金等の非鉄金属、原油及び石油製品、木材及び合板の売買及び輸出入業務
- (2) 商品取引所法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買及び受託業務
- (3) 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買及び受託並びに委託又は委託の媒介、取次ぎ、代理業務
- (4) 外国通貨への投資、通貨の売買又はその媒介、取次ぎ、代理業務
- (5) 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売並びに商品投資顧問業
- (6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (7) 金融先物取引法の適用を受ける国内及び海外の金融先物取引所の市場における上場商品の取引、売買の媒介、取次ぎもしくは代理業務
- (8) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- (9) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場

証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理

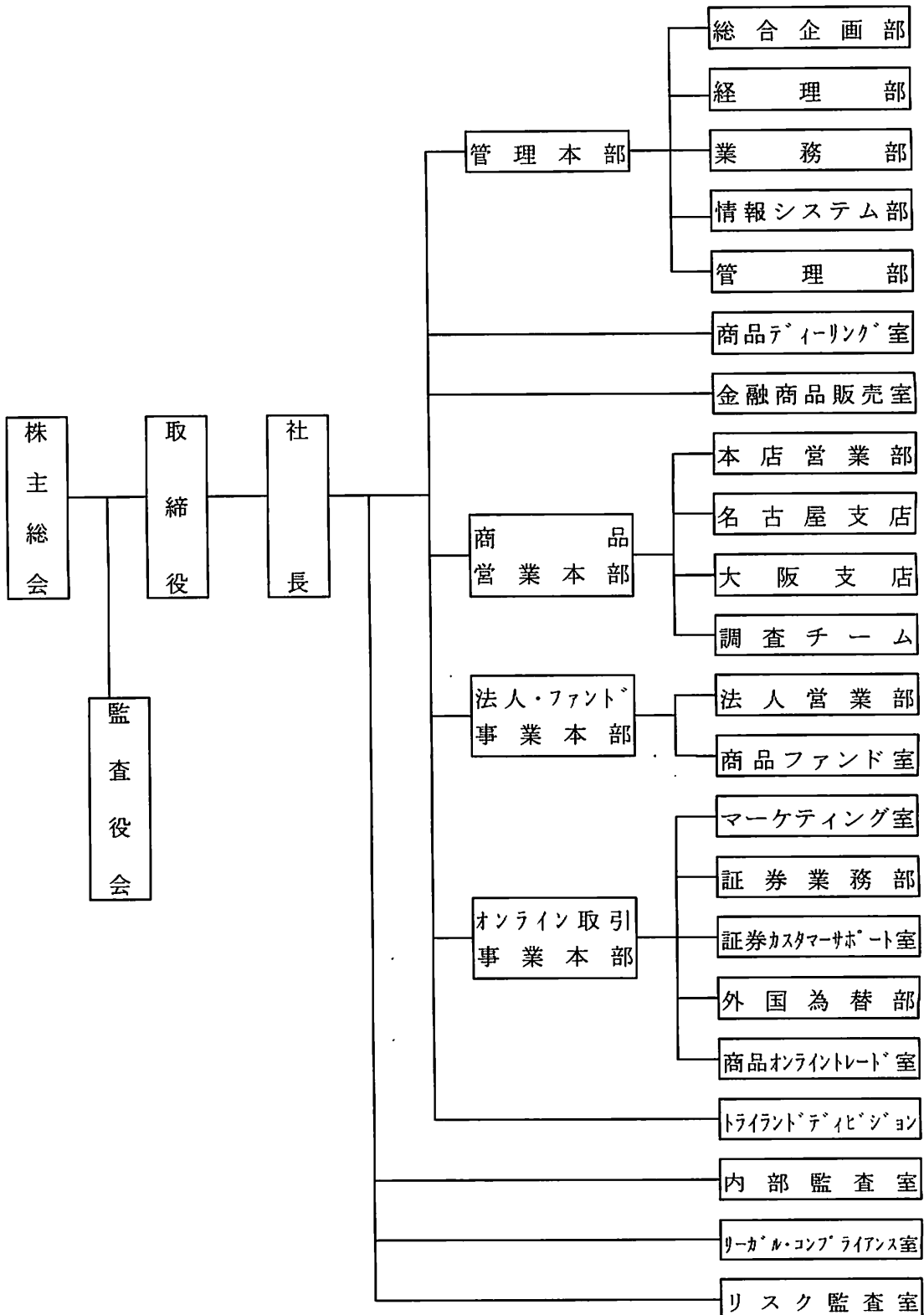
- (10) 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (11) 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎもしくは代理
- (12) 有価証券の引受け
- (13) 有価証券の売出し
- (14) 有価証券の募集又は売出しの取扱い
- (15) 有価証券の私募の取扱い
- (16) 有価証券の保護預り
- (17) 有価証券の貸借又はその媒介もしくは代理
- (18) 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
- (19) 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
- (20) 有価証券に関する顧客の代理
- (21) 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
- (22) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
- (23) 証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理
- (24) 累積投資契約の締結又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (25) 有価証券に関連する情報の提供又は助言
- (26) 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
- (27) 株式事務の取次ぎ（転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む）
- (28) 有価証券に関する常任代理業務
- (29) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
- (30) 証券投資信託委託業
- (31) 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (32) 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (33) その他証券取引法に規定する証券業に付随するすべての業務
- (34) 前各号に付帯関連する一切の業務

(注) 下線部の業務は現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という)を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ: 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第一種商品取引受託業」の許可を受けております。

(許可番号: 農林水産省「指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第1号」)

市場名 取引所名	農 産 物	砂 糖	石 油	貴 金 属	ア ル ミ ニ ウ ム	ゴ ム	天 然 ゴ ム 指 数	鉄 ス ク ラ ッ プ	上 場 商 品
東京穀物商品 取引所	○								一般大豆、Non-GMO大豆 とうもろこし・小豆、 アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆 とうもろこしオプション、大豆オプション 粗糖、精糖、粗糖オプション
東京工業品 取引所		○	○	○	○	○			ガソリン、灯油、原油、軽油 金、銀、白金、パラジウム、 アルミニウム ゴム
中部大阪商品 取引所			○			○	○	○	ゴム 天然ゴム指数 ガソリン、灯油、軽油 鉄スクラップ

ロ. 商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

証券業務、商品ファンド販売業務、現物販売業務、外国為替直物証拠金取引、海外先物取引取次業務、保険代理店業務

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号	03-3668-0651
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番1号	052-205-0161
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満一丁目7番20号	06-6365-7571
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号	092-714-2631

⑥ 財務の概要(平成19年3月期決算)

(a) 資本金	1,600,000千円
(b) 純資産額 *1	4,009,473千円
(c) 総資産額	43,664,843千円
(d) 純営業収益	3,218,898千円
(うち、受取手数料)	(2,657,278千円)
(e) 経常利益	168,591千円
(f) 当期純利益	86,201千円

\*1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という。)第38条の規定により算出しています。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 32,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	発行済株総数に対する所有株式の割合
	千株	%
三菱商事株式会社	32	100

⑨ 役員の状況

役名及び 職名	氏名	所有 株式数
代表取締役 社長	福田 良一	(株) 0
常務取締役 (管理本部長)	福住 俊次	0
常務取締役 (法人・ファンド事業 本部長 兼 オンライン 取引事業本部長)	清水 紀裕	0
取締役 (総合企画部長)	村上 公成	0
取締役 (リーガル・コンプライアンス 室長 兼 リスク監査 室長)	渡邊 和雄	0
取締役 (非常勤)	小野 誠英	0
取締役 (非常勤)	坂井 敏郎	0

取締役 (非常勤)	長瀬 順也	0
常勤監査役	田中 祐二	0
監査役 (非常勤)	川口 和哉	0
監査役 (非常勤)	三尾 伸夫	0

- (注) 1. 三菱商事フューチャーズ株式会社は、平成18年4月1日に三菱商事フューチャーズ証券株式会社に変更しております。社名変更（平成18年4月1日）前の就任については、現社名に読み替えるものとします。
2. 取締役のうち、小野誠英氏、坂井敏郎氏及び長瀬順也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち、川口和哉氏及び三尾伸夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 平成19年4月16日付で下記の通り取締役の辞任と就任が行なわれました。
- 新任取締役 田名 眞一      退任取締役 小野 誠英  
                   中川 英樹                      坂井 敏郎

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	134名	111名	23名	79名	55名
平 均 年 齢	36.44歳	37.99歳	29.65歳	35.23歳	38.38歳
平 均 勤 続 年 数	7.15年	8.03年	2.72年	7.69年	11.06年
実 動 外 務 員 数	66名	60名	6名	—	—

## Ⅱ. 営業の状況

### <<基本方針>>

当社はコモディティー・ファイナンシャルサービス産業のリーディングカンパニーとして豊かな社会生活の発展に寄与することを目指すと共に、商品先物市場の発展を推進するパイオニア企業として顧客との「信頼」「信用」「相互理解」を基盤とした経営を実践しています。

また、社会への貢献、顧客第一主義を基本理念とし、役職員一同公明正大な行動、ルールの遵守を徹底し、常時国際的な視野から先物市場を見つめています。

### ① リテール営業及び受託体制

マスメディア広告等を通じた資料請求型営業を中心とし、契約後の受託業務についても、法令や関係諸規則の遵守を第一義としています。ブローカー業務の基本通り、委託者より受けた委託者自身の判断に基づく売買注文は、1件毎に迅速且つ確実に取次ぎ執行し、取次ぎによるトラブルが起きないように細心の注意を払っています。又、預り証拠金などの出金に関しても委託者より請求があり次第、迅速に返還しています。

尚、委託者よりお預りしている預り証拠金については、預託必要額を株式会社日本商品清算機構に預託し、それ以外の委託者債権については、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に預託して保全しております。

また、委託者の売買サポートとして、情報・戦略・管理に関するサービスを下記の通り行っています。

#### (1) 情報提供サービス

三菱商事グループのグローバルなネットワークや各種情報ベンダーを利用したタイムリーな情報と「MCFS WEEKLY REPORT」「MCFS MONTHLY」による市場の見通しや経済レポート・トピックスなど、取引に役立つ情報を常に発信できるよう努力しています。

#### (2) 売買戦略サービス

先物取引戦略ガイド等に基づき投資手法や仕掛け方、その後の相場の動きに対する対処方法等、経験や資金量リスク許容度に見合った投資戦略を提案しています。

#### (3) リスクマネージメントサービス

資金量やリスク許容度に応じた売買を行って頂く為に、独自のコンピュータシステムによりお客様のポジションをリアルタイムで把握し、シミュレーションシステムを通して迅速且つ的確な相場変動への対応をアドバイスしています。

以上のように、委託者の多様なニーズに応えられるサービスの充実に今後も取り組んでいきたいと考えています。

## ② 法人営業及び商品ファンド関連業務

当社では、国内投資家からの受託業務に加え、欧米を中心とした一流の海外先物業者及びヘッジニーズのある国内外の当業者からの受託業務にも積極的に取り組んでおります。海外からの受託に就きましては1996年4月より専門部署を設置し、その取引拡大に努めてまいりました。

2005年5月の商品取引所法改正により、クリアリングハウス等基盤整備が行われ、我が国の先物市場の国際化はますます進んでいます。同時にヘッジファンドに代表される様に、世界の金融資産は世界中の市場を駆け巡っています。その様な市場の国際化、資金のボーダレス化を背景に当社の海外からの受託取引量は年々拡大しています。

当社では商社系取引員の信用力を発揮することにより、国内外の大口法人顧客の獲得に積極的に取り組み、法人取引に関わる売買高は、当社全体の7割近くを占めるに至っており、今年度以降も拡大していくと思われれます。特にエネルギー関連商品は世界からも十分に認識される市場となり、貴金属とともに海外ファンドオーダーの大半をなしています。

当社は、今後共、国際化の流れの中、アジアを代表するブローカーを目指し、商社系取引員の利点を生かしつつ、国内外の投資資金・ヘッジニーズの取り込みに注力し、当社収益に大きく寄与できる事業に育成すべく邁進する方針です。

一方、当社は創立以来商品ファンド関連業務を重要な経営課題として位置づけてまいりました。特に昨今は、超低金利が続き十分なリターンの確保が困難となる環境下、個人投資家のみならず、機関投資家からもオルタナティブ投資の代表格である商品ファンドに対するニーズが高まっています。

当社は1999年度より三菱商事と共同で組成・販売を始めて以来、順調に販売額を伸ばしてまいりました。これまで中長期での投資を志向されているお客様には、アクティブ成長タイプの「アルゴ・オープン」及び「アルゴオープン2」、バランス成長タイプの「グラハム・オープン」及び「グラハム・オープン2」、安定成長タイプの「ウェルトン・オープン」、さらにコンセプト・ファンドとしての「ダイヤモンド・セレクト FX」という、4タイプの商品を提供して参りました。また、短期的な投資を志向されているお客様には、短期配当確保型のプラチナ・プラスシリーズとゴールド・プラスシリーズを取り揃え、投資家の皆様の多様なニーズにお応えして参りました。

## ③ 自己勘定取引

当社は、収益の多様化の一環として自己ディーリングの拡充も取り組んで参りま

した。当期においても引き続き、ディーラーの養成に注力し、収益の向上に努めて参ります。

また、経営の健全化を保持する観点からリスク管理は極めて重要であり、運用手法毎のリスク限度額の設定、日々・週次・月次毎のポジション・リスク・損益等の状況については自己ディーリング管理表を作成して、リスク監査室にてチェックの上、経営トップまで報告する体制を整え、慎重かつ機動的に取り組んでおります。

#### ④2006年度の営業成績及び2007年度業績見通し

当期の我が国の経済は、企業収益の改善により、輸出や設備投資が増加し、個人消費も増加するなど景気の回復が続き、景気拡大の長さで言えば、戦後最長であった「いざなぎ景気」を超えましたが、戦後最長の好景気と言うには実感が伴わないと言う声も多く聞かれました。また海外経済は、米国経済こそ減速傾向をたどりましたが、中国経済が設備投資や輸出を中心に高成長を続けるなど、全体としては底堅く推移しました。また、7月には日本銀行が5年4ヶ月ぶりにゼロ金利政策を解除し、短期市場金利は幾分の上昇圧力がかかりました。長期市場金利については、日本銀行の早期利上げへの警戒から5月にかけて上昇しましたが、ゼロ金利政策解除後は低下の傾向を辿りました。

当期の国内商品先物市場は、4月には横浜商品取引所が東京穀物商品取引所と合併、12月には福岡商品取引所が関西商品取引所と合併し、1月には大阪商品取引所が中部商品取引所と合併(新名称 中部大阪商品取引所)するなど取引所の再編が進み、七取引所が四取引所に集約されました。金・白金は大きな値動きによりまずまずの活況を呈しましたが、石油製品については値動きが荒く、一般投資家には近寄り難い面があり、活況を呈するまでには至りませんでした。全商品(オプション等含む)の年間(2006年4月～2007年3月)出来高は、ゴム市場・貴金属市場が伸びたものの、シェアの高い石油市場及び農産物市場が依然として減少(石油市場44%減、農産物市場24%減)した事が響き、85,100千枚と前期比21%減(3期連続減)となりました。

国内の株式市況は、景気の回復基調を受けて日経平均株価も4月には年初来高値を記録するなど上昇して始まったものの、長引く原油価格の高騰やゼロ金利解除などの政策変更、更には上海に始まった2月27日の世界同時株安の影響を受けて大きく動きましたが、3月末には17,287円と一年前の水準まで回復致しました。

また、為替相場についても、2月の世界同時株安の際には円高に向かったものの、年間を通して円安傾向にあり、特にユーロについては、3月末には160円目前の状況となりました。

このような情勢下において、当社は2006年4月3日に関東財務局への証券業

登録と金融先物取引業者の登録と同時に、社名を「三菱商事フューチャーズ証券株式会社」と変更し、新たな収益機会の確保を求めて、7月より本格的にインターネット取引に特化した証券業の営業をスタート致しました。当社と致しましては、コンプライアンスの徹底を最優先事項とし、顧客との信頼関係の構築を基本に、積極的な事業領域拡大・収益構造多様化を図り、経営基盤の強化・充実を目指して、下記の諸施策を重点的に実施致しました。

- ① 証券業登録に伴い、新たな収益機会を求めて、2006年7月にインターネット取引に特化した株式の現物取引・信用取引をスタートさせた。
- ② 当社の中軸となる商品先物取引の対面営業部門では、商品取引所法改正に伴う勧誘規制等の強化を受け、当社独自の手法で顧客獲得を展開した結果、受取手数料は前期比3.4%増加し当期の収益に大きく貢献した。
- ③ インターネット取引関係については、外国為替直物証拠金取引のリニューアル(手数料の引き下げ、取引通貨の追加)やサーバーの更なる強化を行ったが、年間売買高は前期比23%減少し、収益は前期比35.6%減少となった。
- ④ 商品ファンド事業については、当期中に「プラチナ・プラス9」「ゴールド・プラス2」「プラチナ・プラス10」を販売し、顧客の多様化するニーズを捉える商品作りを行った。
- ⑤ 国内当業者の海外市場へのヘッジ業務として、当社の兄弟会社であるTRI LAND METALS社への取次業務も順調に推移して収益の確保が出来たと共に、グローバルな情報の収集が可能となった。

以上の結果、当期の営業収益は3,219百万円(前期比347百万円減少、9.7%減)、当期純利益は86百万円(前期比386百万円減少、81.7%減)となりました。

2007年度の業績見通しとしては、営業収益4,100百万円、当期純利益340百万円を見込んでいます。

なお、2006度における受取手数料及び売買損益の市場別内訳は次の通りです。

(a) 受取手数料

(単位:千円)

商品市場名	期別	2006年度 (自 2006年4月 1日) (至 2007年3月 31日)
	商品先物取引	
農産物市場		585,232
砂糖市場		46,963
貴金属市場		983,109

アルミニウム市場	5,224
ゴム市場	219,099
石油市場	392,546
天然ゴム指数市場	16,148
小 計	2,248,325
商品ファンド	3,775
外国為替直物証拠金取引	400,208
証券取引	4,073
保険代理店	896
合 計	2,657,278

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益 (単位:千円)

商品市場名	期 別	2006年度 (自 2006年4月 1日) (至 2007年3月31日)
商品先物決済損益		
農産物市場		4,335
砂糖市場		△598
貴金属市場		110,717
アルミニウム市場		△25
ゴム市場		1,480
石油市場		93,988
天然ゴム指数市場		276
小 計		210,173
商品先物評価損益		
農産物市場		△243
ゴム市場		71
石油市場		477
小 計		305
店頭商品先物取引決済損益		970
商品売買損益		129
為替取引損益		36,405
合 計		247,984

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 受取業務委託料 309,245千円  
(d) 金融収益 4,786千円

(e) 売買高(委託取引、自己売買合計)

(単位:枚)

商品市場名	期別 内 訳	2006年度 (自 2006年4月 1日) (至 2007年3月 31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		694,473	11,334	705,807
砂糖市場		17,675	316	17,991
貴金属市場		779,909	18,508	798,417
アルミニウム市場		6,149	0	6,149
ゴム市場		174,731	2,060	176,791
石油市場		1,289,606	825,998	2,115,604
天然ゴム指数市場		14,292	400	14,692
小 計		2,976,835	858,616	3,835,451
オプション取引		855	0	855
合 計		2,977,690	858,616	3,836,306

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

## ⑤ 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、内部統制システムの本格的導入、金融商品取引法の公布、商品取引員の淘汰や総合取引所構想等、大きな構造変化が急速に進んでおります。当社と致しましては今後の成長・発展のために非常に重要な年度であることを念頭に置き、下記施策を実施、特に商社系取引員の持ち味を生かした事業の多角化を一層強力に推し進め、新たな時代に相応しい体制を整え、経営基盤の強化に取り組む所存でございます。

- ① オンライン取引における「ワンストップ・ショップ」化を積極的に推進し、商品オンライントレード・外国為替直物証拠金取引・証券取引の相乗効果を狙う。今後も更にオンライン取引の増加に対応し、且つ当社システムの更なる信頼性向上のため、システムの増強・サーバの多重化・サイトのリニューアルを図り、多様なサービスを提供する総合オンライン取引ブローカーとしての地位を確立していく。
- ② 対面営業部門は、当社の中軸として、組織の集約化・効率化、人材の増強・活性化により営業効率の一層の向上を目指す。コンプライアンス面では、業界水準より優れた社員意識・体制であると認識するが、一層の徹底を図り、営業部門、管理・コンプライアンス部門協調の上、万全を期する。また、「コールセンター」の設立等による顧客サービスの更なる向上を計り、受託業務の伸長を目指す。

- ③ 商品ファンド事業については、現在運用中の「ウェルトン・オープン」「グラハム・オープン2」「ダイヤモンドセレクト FX」「アルゴ・オープン2」の販売や、「プラチナ・プラス」シリーズや「ゴールド・プラス」シリーズのリテール販売に注力するとともに、機関投資家の掘り起こし及び販売提携先の積極的な開拓と、親会社三菱商事株式会社と共に新たな商品ファンドの組成を行い、更なる収益確保を図る。
- ④ 自己ディーリングについては、人員の増強及び安定化を図るとともに、トレード手法の改善を図ることで、収益への貢献を図る。
- ⑤ 国内外の当業者企業からの受託取引は、親会社三菱商事株式会社や海外の兄弟会社の協力・支援を得ながら、順調に拡大してきたが、今後も人材の増強・育成を計り、国内市場への取引のみならず、欧米市場への所謂海外先物取引をも含めたグローバルな事業展開を積極的に進めていく。
- ⑥ 事務管理部門においては、内部統制システムを実行あるものとするため、求められる要件をクリアし、実務上の運用の適正化に努める。更に監督諸官庁等の検査にも問題なく対応できるコンプライアンス体制及び内部統制システムを敷き、その運用についても万全の体制を構築していく。また、リーガル部門・内部監査部門及び各部門においての日常的チェック体制、組織的・計画的チェック、レビュー体制を確立し、コンプライアンスの更なる強化に取り組む。

## ⑥ 受託業務管理規則

三菱商事フューチャーズ証券株式会社

### 目 次

- 第1条 目 的
- 第2条 顧客管理体制
- 第3条 管理担当班の職務
- 第4条 勧誘・契約時の説明
- 第5条 適合性の審査
- 第6条 適合性による区分
- 第7条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応
- 第8条 勧誘及び受託の制限
- 第9条 取引本証拠金の額等に係る措置
- 第10条 売買指示における取引意思の確認
- 第11条 顧客の疑義等の解明努力
- 第12条 自己部門と委託部門の区分
- 第13条 広告・宣伝に係る管理措置
- 第14条 受託業務における禁止行為
- 第15条 違反者に対する制裁
- 第16条 日本商品先物取引協会への届出
- 第17条 この規定の制定及び改正

#### 添付資料 I

1. 口座開設申込書について
2. 「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」の内容について
3. 商品先物取引の未経験者における建玉制限について
4. 受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく翌営業日の正午まで猶予する取引本証拠金の上限について
5. 取引本証拠金の額等について

#### 管理担当班の組織図

## 第1条 目的

この規則は、受託業務の誠実かつ公正な運営及びその管理について、必要な事項を定める。

## 第2条 顧客管理体制

1. 受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し、営業本部長・営業部長・支店長を管理責任者とする。
2. 管理責任者を統括する者として管理総括責任者を置き、役付取締役が担当する。
3. 管理総括責任者を補佐する者として副管理総括責任者を置き、取締役またはこれに準ずる者が担当する。
4. 管理総括責任者及び副管理総括責任者を補佐する部門として、本店に管理部を置く。

## 第3条 管理担当班の職務

1. 受託業務の適正な運営を行うため、管理担当班の職務を次の通り定める。
  - a) 顧客の適合性の審査
  - b) 営業部門の関係法令諸規則並びにこの規則の遵守状況の監督及び指導
    - i) 営業活動全般において適切な受託業務が行われるように指導及び監督をする。
    - ii) 不適切な事実を発見した場合は、必要な改善措置を取る。
  - c) 顧客への商品先物取引に必要な知識を深め、理解度を高めるために必要な措置
  - d) 顧客の取引内容の分析精査及び異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
  - e) 顧客からの苦情・紛争に対する適切な対応
  - f) 顧客に対する取引の仕組み及び損失のリスク等の取引内容の理解度確認の実施
  - g) その他必要と認められる事項
2. 管理担当班の職務を踏まえ、以下の者は特に次のことを行う。
  - a) 管理総括責任者及び副管理総括責任者
    - i) 管理総括責任者は、受託業務の総括管理及び管理担当班の職務を統轄する。
    - ii) 管理責任者の評価は、営業面での業績評価に加え、受託業務管理者としての面からの評価を併用して行う。
  - b) 管理責任者
    - i) 顧客の適合性に対する予備的な審査を行う。
    - ii) 取引内容に異常な兆候が認められる場合には、取引内容の分析精査を行い、顧客の理解度・判断力・資産状況等からみて過度な取引と判断されるときは、取引の縮小あるいは制限等の適切な措置を取る。
    - iii) 登録外務員の評価は、営業面での業績評価に加え、法令諸規則等の遵守状況の面からの評価を併用して行う。
  - c) 管理部
    - i) 顧客の適合性の審査を行う。
    - ii) 日常の営業活動に対する法令諸規則等の適用・解釈について判断や助言を行う。
    - iii) 顧客とのトラブルの事例や法令諸規則等についての研修を実施し、営業部門の受託

業務の管理能力の向上に努める。

iv) 顧客に対する電話による理解度確認の実施

#### 第4条 勧誘・契約時の説明

1. 商品先物取引の勧誘に際しては、会社名、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告げ、勧誘を受ける意思の有無を確認する。顧客に告知したこと及び顧客の意思を確認したことの記録(告知をした登録外務員名及び日時、意思表示を受けた登録外務員名及び意思表示のあった日時等)を顧客カード(以下「審査書類」という。)に記載する。
2. 顧客が勧誘を受けない旨(委託を行わない旨を含む)の意思表示をした場合には、速やかに勧誘を終了し、再勧誘をしてはならない。また再勧誘を防止するための措置として、当該情報については集約し、社内閲覧等により周知するものとする。
3. 勧誘にあたっては、次の行為を禁止とする。
  - a) 深夜・早朝等の迷惑な時間帯の勧誘。
  - b) 顧客の意思に反して長時間・反復等の執拗な勧誘。
  - c) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘。
  - d) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法による勧誘。
4. 商品先物取引の契約に際しては、顧客が自己責任で取引を行なえるように次の手順により商品先物取引に関する説明を行い、十分な理解と納得を得た上で参加を求めることとする。
  - a) 契約に際しては、事前に「受託契約準則」及び「商品先物取引－委託のガイドー」を交付する。
  - b) 商品取引所法第 217 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する商品先物取引の投機性及びリスクについて説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
  - c) 前号の確認が行われた後、商品取引所法施行規則第 104 条に定める商品先物取引の仕組み等(特に取引証拠金制度、損益の計算方法、禁止行為等)について説明を行い、顧客が理解したことを書面により確認する。
  - d) 前各号の手順により理解を得た顧客から次条に定める口座開設申込書等の必要書類を受領する。なお、口座開設申込書の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額であること、取引によって損失等が発生した場合には当初届け出た金額から控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を説明し、これらの趣旨を顧客に十分理解させた上で申告を受けるものとする。
5. 法令諸規則に定められていること以外に、顧客が自己責任において取引を行うことを徹底するために、顧客に次のことを開示する。
  - a) 「受託制限者」、「受託制限者に準ずる者」(以下「準受託制限者」という。)に対して勧誘及び委託を行わないこと。ただし、「準受託制限者」については、第 8 条に規定する要件を満たす場合に限り、受託することができる。
  - b) 「商品先物取引のリスクについて(危険開示)」及び「相場が予想した方向と逆に動いたときに」の 2 種類の書類を顧客に配付し、詳細な説明を行う。

- i) 顧客からその確認として「書類を受領し内容を理解した」旨を記載した書面を受領する。
- ii) 「商品先物取引のリスクについて(危険開示)」は、次のことを要約・記載する。
  - イ) 商品先物取引の投機性
  - ロ) 商品先物取引の資金効率(損失のリスク)
  - ハ) 取引の制限(取引所による取引制限)
  - ニ) 取引の判断(取引継続の判断)
  - ホ) 取引の管理(損失の自己負担)
- iii) 「相場が予想した方向と逆に動いたときに」は、次のことを要約・記載する。
  - イ) 決済(手仕舞い)
  - ロ) 追加資金の投入(取引追証拠金の預託)
  - ハ) 途転(どてん)
  - ニ) 難平(なんびん)
  - ホ) 両建(りょうだて)

顧客より両建の要請があった場合は、「両建の仕組みとリスクを理解した上で行う」旨の書面を徴収する。
- iv) その他
  - イ) 本人確認書類
  - ロ) 投資可能資金額の設定
  - ハ) 受託制限者及び準受託制限者
  - ニ) 不正資金の流入防止
  - ホ) 有価証券の取り扱いに関する税金
  - ヘ) 確定申告の際のご注意

## 第5条 適合性の審査

1. 登録外務員は、適合性審査に必要な情報を顧客の自書による口座開設申込書により収集するとともに、「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」等の関係書類により顧客の理解度を確認し、顧客の年収及び金融資産の状況、商品先物取引その他の投資経験の有無等の属性情報に基づき、顧客に商品先物取引に参加する適合性があると判断したときは、第6項に定める顧客の適合性審査に必要な書類及び顧客カードを管理責任者に提出する。
2. 管理責任者は、審査書類及び登録外務員からの顧客の属性情報の聞き取りを通じて、顧客の商品先物取引に対する受託の適否を予備的に調査し、受託することが適当であると判断した場合には、顧客カードに所見を記載した上、審査書類を添えて管理部長に提出し適合性の審査を受ける。
3. 管理部長は、審査書類に基づいて顧客の適合性を厳格に審査し、適合性の審査結果(審査日、受託の適否、その判断理由)を顧客カードに記載する。
4. 審査の結果、適合性がないと判断したときは、「第8条 勧誘及び受託の制限」に基づいて必要

- な措置を取る。
5. 勧誘の過程で顧客に適合性がないと判明した場合は、直ちに勧誘を中止し、その経過を業務日誌に記載する。
  6. 管理部長は、適合性の審査結果について、遅滞なく管理総括責任者及び副管理総括責任者に報告を行う。
    - a) 審査書類は、次の通りとする。
      - i) 口座開設申込書
        - イ) 当社が適合性を判断する基礎資料とするために、顧客に顧客情報を正確に記入することを求める。
        - ロ) 口座開設申込書に記入を求める事項は、添付資料 I-1.の通りとする。
      - ii) 顧客カード
        - イ) 顧客カードは、次の事項を確認できるものとし、裏面に口座開設申込書のコピーを貼付するほか、登録外務員が必要事項を記載して作成する。
          - (1) 氏名、住所、性別、生年月日、家族状況
          - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
          - (3) 収入及び金融資産の状況
          - (4) 商品先物取引その他の投資経験の有無及び取引期間
          - (5) 投資可能資金額
          - (6) 口座開設までの状況
          - (7) 取引動機
          - (8) 商品先物取引の仕組・リスク説明及び確認
          - (9) 受託制限者及び準受託制限者の確認
          - (10) 本人確認の方法
          - (11) 適合性の審査結果
          - (12) その他必要と認める事項
        - ロ) 顧客カードは、本店管理部に正本を備え付け、従たる営業所には各営業所管轄の顧客カードの写しを備え付ける。
        - ハ) 顧客の属性情報に変更があったと判明したときは、顧客カードの該当事項を電磁的に更新する。
    7. 口座開設申込書の記載内容から「受託制限者」、「準受託制限者」の懸念がある場合は、口頭で顧客に確認し、これらの制限者であることが判明した場合は、「第8条 勧誘及び受託の制限」に基づいて必要な措置を取る。
    8. 第3項及び第8条第1項 d)に定める適合性の審査を終了した後でなければ、約諾書の徴収、取引証拠金の預託及び取引の指示を受けてはならない。

## 第6条 適合性による区分

1. 顧客が資金力・理解度・投資経験等に照らして過度なリスクを取らないように、商品先物取引経

験が3ヵ月未満の未習熟者、または取引終了後3年を経過している顧客(以下「未経験者」という。)については、当社の適合性の原則による取引制限が設けられていること及びその内容を説明する。取引制限は添付資料I-3.の通りとする。

2. 当社で3ヵ月間以上の取引を行った顧客を対象者とし、受託契約準則第11条第2項に基づく申請があったときには、審査書類その他顧客から受領した書類及び登録外務員からの顧客に関する情報の聞き取りを通じて、管理総括責任者が適当であると認めた場合、受託契約準則第11条第2項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予できるものとする。

#### 第7条 商品先物取引の経験が浅い顧客並びにこれに準ずる顧客への対応

1. 商品先物取引は、投機性が強くハイリスク・ハイリターン取引であるため、前条第1項に定める未経験者又はこれに準ずると判断される顧客については、特に次のことを行う。
  - a) 「第4条 勧誘・契約時の説明」に定める説明を十分に行う。
  - b) 取引の開始以降の3ヵ月間については、商品先物取引の仕組み等に関する知識の習得と理解が十分に行われるように啓発する。ただし、顧客から商品先物取引の経験が3ヵ月間以上あり、かつ、現在取引を3年以上休止していないとの申告があった場合は、習熟期間を終了した顧客と見做す。
  - c) 資金に余裕ある取引となるように顧客に勧奨するとともに、顧客の理解度・判断力・資産状況・投資額等からみて明らかに過度な取引と判断される場合は、顧客と相談の上取引の縮小あるいは制限する等の措置を取る。

#### 第8条 勧誘及び受託の制限

1. 不適合者の参入を防止するため、「受託制限者」及び「準受託制限者」に対して勧誘及び受託を行わないこととし、また、顧客がそれらに該当するとの懸念がある場合には、管理担当班が口頭で顧客に確認する。
  - a) 「受託制限者」は、次の通りとし、勧誘及び受託は行わないこととする。
    - i) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
    - ii) 生活保護法の適用を受けている世帯に属する者
    - iii) 破産者で復権を得ない者
    - iv) 過去に紛争を多発した顧客、その他商品先物市場の秩序を乱す恐れがある者
    - v) その他これに準ずる者
  - b) 「準受託制限者」は次の通りとし、原則として勧誘及び受託を行わない。
    - i) 年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者(それらの収入が収入全体の過半を占めている者)
    - ii) 一定の収入のない者(年収が500万円に満たない者)
    - iii) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引を行う者
    - iv) 一定以上の高齢者(75歳以上の顧客)
    - v) 企業又は公共団体等の出納責任者

- c) 取引の受託後に「受託制限者」であることが判明した場合には、建玉の処置等を顧客、後見人、あるいは親権者等と相談の上決定し、且つ新たな取引は行わない。
  - d) 「準受託制限者」に該当することが取引の受託前に判明した場合において、顧客より次に掲げる要件を満たしていることを証明する書面が提出され、管理総括責任者がこれを審査して適合性があると判断したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
    - i) b)号 i) ii)及び v)に該当する顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
    - ii) b)号 iii)に該当する顧客については顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
    - iii) b)号 iv)に該当する顧客については、顧客が直近 3 年以内に延べ 90 日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験があること、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
    - iv) 顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、i) ii) iii)に定める例外要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
  - e) 取引の受託後に「準受託制限者」であることが判明した場合には、原則として新たな取引は行わない。ただし、上記書面を徴収し、管理総括責任者が審査を行い適合性があると判断した場合に限り、継続して勧誘及び受託を行うことができる。
2. 前項の該当者に限らず、顧客の取引が資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなったときは、適切な措置を取る。
  3. 公金出納取扱者や金融機関等において他人の金銭・有価証券等を取り扱っている者が、不正にそれらを投資資金として流用することが社会問題となっていることを、未然に防ぐことを目的として経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭・有価証券等を取り扱っている顧客からの入金額が、年収、資産状況並びに社会通念上の範囲を超えることとなった場合には、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求める。顧客に趣旨を説明し了解を得て資金の裏付けとなる証明書類の提出を受けた場合のみ、原則として、確認できた範囲内において、継続して取引を受託する。証明書類の提出がなく十分な審査ができない場合は、顧客と相談の上新たな取引は行わない。
  4. 商品先物取引をするための借入れの勧誘は行わないこととし、商品先物取引をするための借入れが判明した場合は、新たな取引は行わない。

#### 第9条 取引本証拠金の額等に係る措置

当社で取り扱う上場商品の取引本証拠金の額等は、添付資料 I の通りとする。

#### 第10条 売買指示における取引意思の確認

1. 登録外務員は、顧客から委託を受けた場合は、受託契約準則第 6 条を遵守し、指定された項目について顧客に確認する。

2. 登録外務員は、取引の受託に関する内容を、業務日誌及び管理者日誌に記入する。
3. 管理部は、業務日誌及び管理者日誌等により、登録外務員が顧客からの売買指示を的確に遂行していることを適宜確認する。問題がある場合には、管理責任者よりヒアリングし、不適切な場合は指導する。

#### 第11条 顧客の疑義等の解明努力

1. 顧客からの取引に関する相談や苦情等の窓口を管理部とする。
2. 管理部は、取引経過の記録の整備・充実を図るとともに、苦情等について積極的に顧客からの疑義の解明に当たり、早期に解決するように努める。

#### 第12条 自己部門と委託部門の区分

自己取引部署と顧客の建玉を取り扱う部署を区分するとともに、役職員を兼務させない。

#### 第13条 広告・宣伝に係る管理措置

1. 受託業務に係る広告審査を行うため、広告審査委員会を設置し、管理部門の役員を管理責任者とする。
2. 広告審査委員会は、広告に関する規則に基づいて広告等の審査を行う。

#### 第14条 受託業務における禁止行為

商品先物取引の勧誘及び受託にあたっては、登録外務員は、商品取引所法、同法施行規則、加入商品取引所定款、受託契約準則、日本商品先物取引協会の自主規制規則に定める禁止行為をしてはならない。

#### 第15条 違反者に対する制裁

受託業務における禁止行為を犯した者に対しては、就業規則及び外務員に関する規則によりこれを懲戒する。

#### 第16条 日本商品先物取引協会への届出

この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

#### 第17条 この規則の制定及び改正

この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(付則) この規則は、平成10年9月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年5月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年7月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成11年10月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成15年4月1日から実施する。

(付則) この規則は、平成15年6月6日から実施する。

(付則) この規則は、平成17年5月1日から実施する。

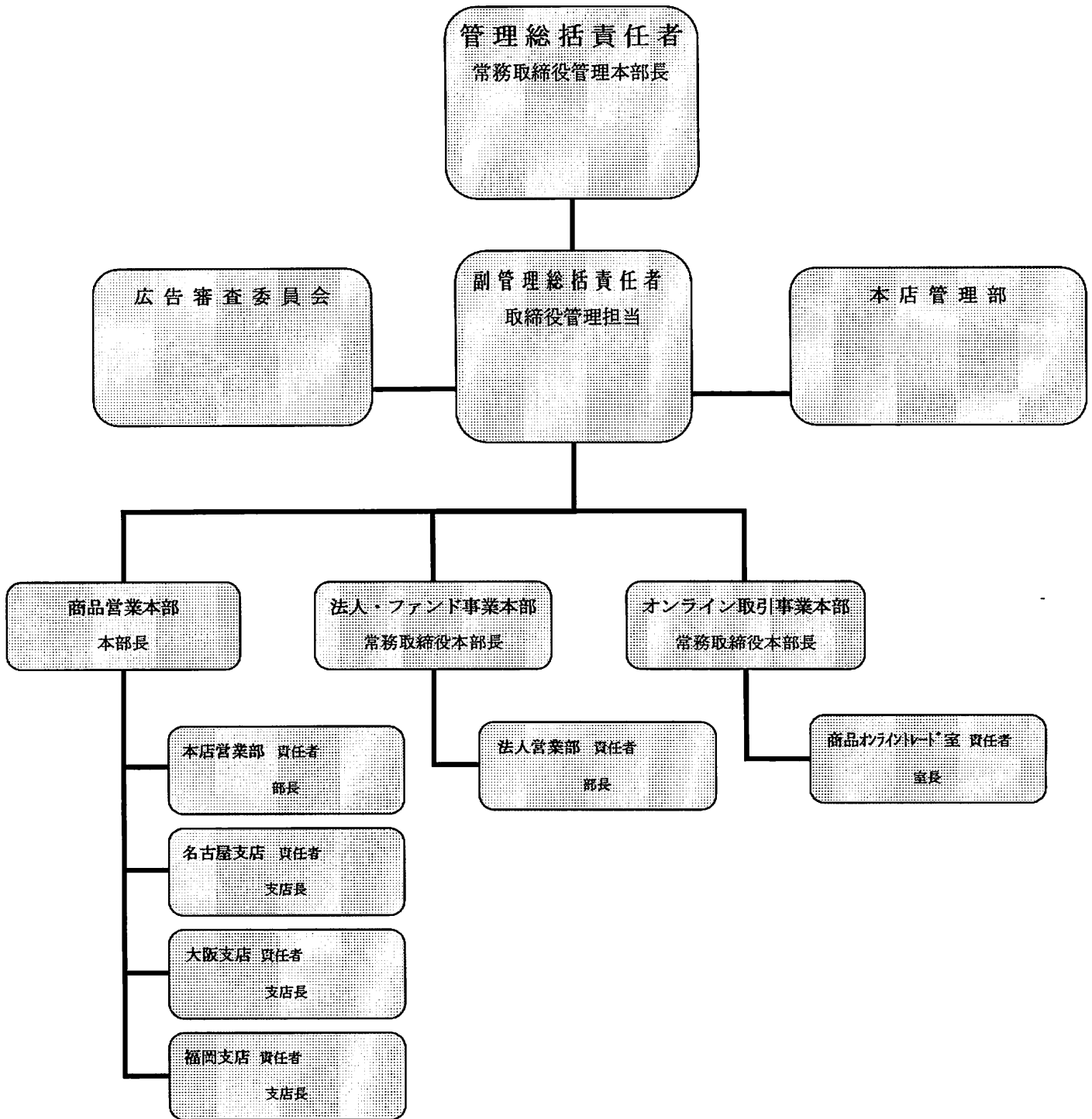
(付則) この規則は、平成17年12月1日から実施する。

## 添付資料 I

1. 「口座開設申込書」に記入を求める事項は、次の通りとする。
  - 個人取引
    - a) 氏名、住所
    - b) 住居の種類、居住年数
    - c) 性別、生年月日、家族構成
    - d) 職業、勤務先、役職、勤務先住所
    - e) 年収(税引き前)
      - i) 500万円未満／500万円以上／1,000万円以上／1,500万円以上／2,000万円以上
    - f) 金融資産額(現預金・国債・株式等)
      - i) 500万円未満／500万円以上／1,000万円以上／1,500万円以上／2,000万円以上
  - 法人取引
    - g) 法人名及び代表者名、住所
    - h) 資本金、年商、事業内容
    - i) 取引の執行を認められている者の氏名、役職  
個人取引・法人取引共通事項
    - j) 投資可能資金額
    - k) 投資経験の種類
      - i) 商品先物取引(オプション取引を含む)／金融先物取引(オプション取引を含む)または株式の信用取引／株式の現物取引／投資信託／商品ファンド／為替証拠金取引
    - l) 投資期間(それぞれの投資経験の種類ごとに)
      - i) 3ヵ月未満／3ヵ月以上／1年以上
    - m) 社名、銘柄(商品先物取引、証券先物取引、金融先物取引または株式の信用取引等)
    - n) 現在は取引を3年以上休止している(先物取引についてのみ)
      - i) はい／いいえ
    - o) 受託制限者であるか否か
      - i) 該当する／該当しない
2. 「商品先物取引を始めるにあたってのご確認」に記入を求める事項は、次の通りとする。
  - a) 商品先物取引は少ない証拠金で約 10～30 倍ほどの額の取引を行うというハイリスク・ハイリターンなものであるため、相場の変動によっては、短期間で多額の損失となることもあり、お預かりした証拠金以上の損失が生じるおそれもあるということをご存知ですか？
    - i) 知っている／知らない
  - b) ご契約にあたり、「受託契約準則」「商品先物取引-委託のガイド-」をよくお読みになり、内容についてご理解いただけましたか？
    - i) 理解した／理解していない
  - c) 商品先物取引は利益や元本が保証されている取引ではないという事をご存知ですか？

- i) 知っている／知らない
  - d) 取引はお客様ご自身の責任と判断によって行わなければならないという事をご存知ですか？
    - i) 知っている／知らない
  - e) 相場は営業社員のアドバイスのとおりに動くとは限らず、また取引を営業社員に一任することはできない事をご存知ですか？
    - i) 知っている／知らない
  - f) どの銘柄にも値幅制限(ストップ高、ストップ安)があり、その際に注文が成立しない場合があることをご存知ですか？また建玉制限があることもご存知ですか？
    - i) 知っている／知らない
  - g) 取引証拠金の種類(本証拠金、追証拠金、定時増証拠金、臨時増証拠金)についてそれぞれ充分にご理解いただけましたか？
    - i) 理解した／理解していない
  - h) 建玉を決済した際に、各銘柄ごとの手数料(消費税含む)をご負担いただくということをご存知ですか？
    - i) 理解した／理解していない
  - i) 投資可能資金額について、ご理解いただけましたか？
    - i) 理解した／理解していない
3. 未経験者については、投資可能資金額の 1/3 までの取引証拠金額を限度とした取引の勧誘を行う。ただし、顧客から投資可能資金額の 1/3 を超える取引を希望する旨の申出があったときは、商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、以下の内容が記載された顧客の自書による申出書の提出を受け、管理総括責任者が審査して承認したときに限り、登録外務員は勧誘及び受託することができる。
- a) 未経験者を保護するために取引制限を行う措置が設けられていることを理解していること。
  - b) 上記の例外要件を満たすための要件を理解していること。
  - c) 当該要件を自らが満たすことについて確認していること。
4. 管理総括責任者が許可した受託契約準則第 11 条第 2 項に基づく取引本証拠金の入証を翌営業日の正午まで猶予する与信額の上限を次の通りとする。
- a) 300 万円までは管理責任者の裁量とする。
  - b) 500 万円までは営業本部長の裁量とする。
  - c) 500 万円を超える場合は管理総括責任者の裁量とする。
5. 取引本証拠金の額等については次の通りとする。
- a) 当社で取り扱う上場商品における取引本証拠金の額等はすべて、各取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- b) 当社で定める取引本証拠金の額等は、市場の動向その他諸事情により、各取引所が定める取引本証拠金基準額を下回らない範囲内において変更し、顧客にこのことを事前に通知するものとする。



⑦外務員の登録状況

期首登録外務員数(名)	新規登録数(名)	登録抹消数(名)	期末登録外務員(名)
103	17	13	107

⑧委託者に関する事項

期首委託者数(名)	新規委託者数(名)	期末委託者数(名)
2,449	617	2,375

⑨苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	発生件数	処理結果(継続のものを含む)			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	0	—	—	—	—
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合計	0	0	0	0	0

紛争申出事由	発生件数	処理結果(継続のものを含む)			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	—	—	—	—
取引に係るもの	1	—	—	—	1
取引終了時に係るもの	0	—	—	—	—
その他に係るもの	0	—	—	—	—
合計	1	0	0	0	1

⑩訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、日本商品先物取引協会における斡旋打ち切り後、委託者より提訴されたものが 1 件、委託者より不適切な取引があったとの申出により訴訟となったものが 1 件でした。また、委託者未収金請求のため当社から提訴したものが 2 件でした。

訴訟件数	判決	和解	係争中
7 件	2 件	0 件	5 件

(2) 平成 18 年度中の判決及び和解

判決の 1 件については、委託者未収金請求のため当社から提訴したもので、東京地方裁判所にて勝訴判決をいただいておりますが、委託者からの支払いは未だされていません。

### Ⅲ. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

#### 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	42,079,654	流動負債	39,129,636
現金預金	9,527,971	預り証拠金	28,025,621
預託金	1,397,309	為替取引証拠金	7,070,802
委託者保護基金預託金(分離預託)	717,000	顧客からの預り金	199,350
顧客分別金信託	680,309	短期借入有価証券	1,080,000
委託者未収金	287,370	委託者先物取引差金	1,706,374
前払費用	21,769	信用取引保証金・先物取引証拠金	493,175
保管有価証券	7,799,835	未払金	240,660
委託者仮払金	170,000	賞与引当金	84,000
繰延税金資産	54,747	預り金	69,355
未収入金	1,020,418	未払費用	57,999
委託者為替取引未決済勘定	304,979	信用取引借入金	72,235
差入保証金	20,267,156	その他	30,061
信用取引貸付金	1,159,600		
その他	70,054	固定負債	502,508
貸倒引当金	△ 1,557	長期借入金	300,000
固定資産	1,585,188	退職給付引当金	195,024
有形固定資産	63,898	役員退職慰労引当金	7,484
建物	13,972		
器具及び備品	49,926	引当金	693,882
無形固定資産	97,949	商品取引責任準備金	693,644
電話加入権	6,869	証券取引責任準備金	237
ソフトウェア	90,671		
その他	408	負債合計	40,326,027
投資その他の資産	1,423,340	純資産の部	
出資金	551,600	株主資本	3,338,816
長期未収債権	29,576	資本金	1,600,000
長期差入保証金	197,093	資本剰余金	67,045
敷金	242,164	資本準備金	67,045
長期前払費用	40,892	利益剰余金	1,671,770
繰延税金資産	367,610	利益準備金	15,760
その他	10,949	その他利益剰余金	1,656,010
貸倒引当金	△ 16,544	繰越利益剰余金	1,656,010
資産合計	43,664,843	純資産合計	3,338,816
		負債・純資産合計	43,664,843

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損益計算書

〔 自 平成18年4月 1日  
至 平成19年3月31日 〕

(単位:千円)

		金 額	
営	業 収 益		
受 取 手 数	料	2,657,278	
売 買 損	益	247,984	
受 取 業 務 委 託	料	309,245	
金 融 収 益		4,786	3,219,295
金 融 費 用			396
純 営 業 収 益			3,218,898
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,068,962
営 業 利 益			149,935
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		21,912	
そ の 他		3,685	25,598
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		6,136	
そ の 他		806	6,942
経 常 利 益			168,591
特 別 利 益			
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益		3,040	3,040
特 別 損 失			
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入		10,624	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入		237	10,861
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			160,770
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			35,139
法 人 税 等 調 整 額			39,429
当 期 純 利 益			86,201

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### ③ 株主資本等変動計算書

#### 株主資本等変動計算書

〔 自 平成18年4月 1日  
至 平成19年3月31日 〕

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計		
前期末残高	1,600,000	67,045	15,760	1,569,809	1,585,569	3,252,615	3,252,615
当期変動額							
当期純利益				86,201	86,201	86,201	86,201
当期変動額合計	—	—	—	86,201	86,201	86,201	86,201
当期末残高	1,600,000	67,045	15,760	1,656,010	1,671,770	3,338,816	3,338,816

(注)金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## ④ 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

保管有価証券

商品取引所が定める充用価格

なお、借入有価証券に対応するものは借入日前日の東京証券取引所終値

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具及び備品4～20年である。

無形固定資産

定額法。なお、主な耐用年数は、自社利用ソフトウェア5年である。

長期前払費用

均等額償却。

#### (3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上している。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

##### ⑤ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上している。

##### ⑥ 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上している。

#### (4) 営業収益の計上基準

##### ① 受取手数料

- a 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
- b オプション取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
- c 商品ファンド 取引約定日に計上している。
- d 外国為替直物証拠金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。
- e 証券取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が約定したときに計上している。

② 売買損益(商品先物決済損益) 反対売買により取引を決済したときに計上している。ただし、期末未決済残高は期末の時価により評価損益を計上している。

③ 受取業務委託料 契約に基づき計上している。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- ② 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- ③ 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。ただし、資産等に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

#### (6) 会計方針の変更

当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用している。なお、当事業年度末の従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、3,338,816千円である。

#### (7) 会計基準の適用

当社は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)、「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日日本商品先物取引協会理事会決定)及び「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日日本証券業協会理事会決議)を適用している。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	119,599千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	214,192千円
短期金銭債務	4,000,173千円
長期金銭債務	300,000千円
(3) 担保に供している資産	
① 預託資産	取引証拠金として次の資産を商品取引清算機関へ預託している。
保管有価証券	7,793,031千円
差入保証金	20,167,086千円
	また、取引証拠金に代えて、銀行の保証を受けている金額は、500,000千円である。
② 分離保管資産	商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は、次のとおりである。
	委託者保護基金預託金(分離預託) 717,000千円
③ 分別保管資産	証券取引法第47条の規定に基づいて所定の金融機関に分別保管されている資産の内訳は、次のとおりである。
	顧客分別金信託 680,309千円
④ 差入保証金	証券取引における信用取引・先物取引・オプション取引に対する保証金として、99,970千円を預託している。
(4) 無担保委託者未収金の額	40,361千円
	(うち投資その他の資産の部に計上されているものは 29,576千円)
(5) 委託者未収金のうち発生後1年を超えている額	29,977千円

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業収益	202,883千円
営業費用	38,265千円
営業取引以外の取引	3,936千円
(2) 受取手数料の内訳	
商品先物取引に係る受取手数料	2,248,325千円
商品ファンド販売手数料	3,775千円
為替取引手数料	400,208千円
証券取引に係る受取手数料	4,073千円

保険代理店手数料		896	千円
合	計	2,657,278	千円
<b>(3) 売買損益の内訳</b>			
商品先物決済損益		211,143	千円
商品先物評価損益		305	千円
商品売買損益		129	千円
為替取引損益		36,405	千円
合	計	247,984	千円

### ⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比率等
(a) 純資産額規制比率[純資産額(*1)／リスク額(*1)×100]	599.7%
(b) 純資産額資本金比率[純資産額(*2)／資本金額×100]	236.3%
(c) 自己資本資本金比率[自己資本／資本金×100]	208.7%
(d) 自己資本比率[自己資本／総資本×100]	7.7%
(e) 修正自己資本比率[自己資本／総資産額(*3)×100]	22.0%
(f) 負債比率[負債合計額／純資産額(*2)]	9.8倍
(g) 流動比率[流動資産額／流動負債額×100]	107.5%

\* 1 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出しています。

\* 2 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しています。

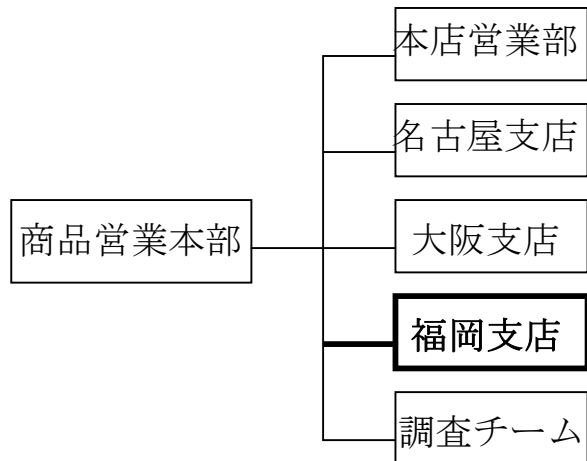
\* 3 「総資産額」は、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除きます。

当社ディスクロージャー資料（2007年版）の一部訂正について

当社ディスクロージャー資料（2007年版）6ページに記載されている組織図に訂正がありました。これは2007年3月末を基準とすべきところ、最新の組織図を掲載したためです。下記の通り訂正いたします。

（訂正箇所）

2007年版 6ページ 組織図（抜粋）



三菱商事フューチャーズ証券株式会社